イ　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第二項第二号中「（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

ロ　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第二項第三号中「（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一号イ又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

ロ　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ヘ　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ト　イからヘまでに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部改正）

第二条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等

「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。

国会事項

衆議院

質問書提出

八月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

Ｖ－二二オスプレイの安全性に関する質問主意書（熊谷貞俊提出）

次世代に引き継ぐための農業農村整備事業の推進に関する質問主意書（木村太郎提出）

勧告書受領

八月八日人事院総裁原恒雄から次の勧告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告、勧告及び国家公務員制度改革等についての報告

議事日程

八月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

平成二十四年八月九日（木曜日）

午後一時開議

第一　海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　消費者教育の推進に関する法律案（参議院提出）

第五　消費者基本法の一部を改正する法律案（参議院提出）

第六　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　大都市地域における特別区の設置に関する法律案（逢坂誠二外八名提出）

参議院

質問主意書提出

八月八日議員から次の質問主意書が提出された。

韓国「外交白書」における竹島領有権についての記述に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二一四号）

国連持続可能な開発会議における外務大臣演説に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第二一五号）

東京電力福島第一原子力発電所の作業員の労働条件に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第二一六号）

東京電力福島第一原子力発電所の作業員の報酬に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第二一七号）

東日本大震災によって親を失った子どもたちへの支援に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第二一八号）

質問主意書転送

八月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

シリアの情勢に関する再質問主意書（山谷えり子提出）（第二一三号）

報告及び勧告受領

八月八日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告、勧告及び国家公務員制度改革等についての報告を受領した。

人事異動

国家公安委員会

（警察大学校警察政策研究センター所長）警視監　安田　貴彦

京都府警察本部長を命ずる（七月三十日）

警察庁

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局担当）兼生活安全局付）警視監　辻　義之

警察大学校警察政策研究センター所長事務取扱を命ずる

（京都府警察本部長）同　安森　智司

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　安森　智司

内閣府に出向させる（以上七月三十日）

消費者庁

（独立行政法人国民生活センター商品テスト部長）　宗林さおり

内閣府事務官（消費者庁消費者安全課長）に採用する

（消費者庁消費者安全課長）内閣府事務官　坂田　進

消費者庁付に配置換する（以上七月二十日）